

令和2年6月23日

令和2年第2回岬町議会定例会

第3日会議録

令和2年第2回（6月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和2年6月23日（火）午後 1時10分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	7番 辻下 正純
8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃	10番 和田 勝弘
11番 出口 実	12番 奥野 学	

欠席議員 1名

欠員 0名

傍聴 3名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長 澤 憲一		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年6月2日から23日（22日）

○会議録署名議員

4番 中原 晶 5番 坂原正勝

議事日程

日程第 1 常任委員長報告

日程第 2 議案第49号 令和2年度岬町一般会計補正予算（第3次）について

(午後 1時10分 開会)

○奥野 学議長 ただいまから令和2年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午後1時10分です。

本日の出席議員は11名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、常任委員長報告を議題とします。

6月3日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を3常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、出口 実君。

○出口事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

6月3日の本会議において、本委員会に付託されました2件の案件については、6月5日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第43号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成、反対討論があり、挙手多数で可決をされました。

議案第47号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論なく、挙手多数で可決をされました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、松尾 匡君。

○松尾厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をします。

6月3日の本会議において、本委員会に付託されました2件の案件については、6月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第43号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第46号、動産買入れ契約の締結について（バスの買入れ）は、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2議案について私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。谷崎議員。

○谷崎整史議員 すみません、厚生委員でしたが、1点質問漏れがございまして

○奥野 学議長 厚生委員会に所属しておりますので、質疑はお控えいただきたいと思います。

○谷崎整史議員 わかりました。

○奥野 学議長 ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、小川日出夫君。

○小川総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

6月3日の本会議において、本委員会に付託されました3件の案件については、6月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますのでよろしくお願ひします。

議案第43号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）についての本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第44号、令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第45号、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

谷崎議員。

○谷崎整史議員 すみません、一、二点確認したいと思います。

タブレット型パソコンの支給が来年度から始まるということで聞いておりますが、持ち帰りもあると聞いております。

その場合のWi-Fi環境、SIMカードとかアクセスポイントとかいうものがあるのですが、どう考えているのかということと、もう一つ、地域Wi-Fiという制度もあるのですけれども、防災無線を使つてのWi-Fiを町独自で供給するとか、そういうことも教育の枠を超えて検討されているのかも聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 小川委員長、今の質問ですが、担当に答弁を求めますか。

○小川総務文教委員会委員長 ちょっと私どもでは、その件について把握しておりませんので、教育長の意見をお聞きしたいと思いますが。

○奥野 学議長 古橋教育長。

○中原 晶議員 すみません、運営上のことで。

○奥野 学議長 中原議員。

○中原 晶議員 私は、一議員という立場ではありますが、運営上のことで少し気がかりなことがありますので、一言発言をお許しいただきたいと思います。

先ほどの質疑そのものを止めるものではないのですが、今の質疑は、本来であれば、例えば仮に質問なされるとすれば、大綱的質疑の段階でなさるべきであった事柄ではなからうかと私は考えました。

というのは、先ほどのタイミングというのは、委員長報告に対する質問ですので、委員長の報

告の範囲内にとどまる事柄のみにおいて質問ができるというタイミングであることが一つであります。

それから、所属していない議員にとっては、傍聴していて色々疑問が沸くことはありますが基本的に傍聴者としての発言は控えるべきであるということから、色々な疑問が沸くことはありますけれども、そこで沸いた疑問を本日この最終日の段階で質問をするというのは、委員会の在り方上、私たちはそれぞれの委員会に希望に応じて所属をして、そこで付託された案件を審査して本会議に臨むという形になりますので、別の機会に所属していない議員が、本来は委員会で質疑されるであろうというような内容についてこの場で質問をするという事柄そのものが、私どもの議会運営の在り方として、少し検討する余地があるのではないかと、このようなことを認めていくのであれば、委員会審査そのものが十分なされるのか。委員でない者が付託された案件について別の機会に審議ができるということになりますので、そういうことにしていくとするならば、議会の中できちんと運営の仕方そのものについて検討をした上で判断していくべきではないかと。

今まで私どもが取ってきた議会運営の在り方から照らした場合に少しそぐわない点が出てくるのではないかとこの疑念を持っております。

質問に対してお答えを頂くことそのものについては私は否定するものではありませんが、今後も含めて、こういった議会運営の在り方そのものについてはよく考えていく必要があるのではないかとこのように意見を申し述べておきたいと思っております。

○奥野 学議長 谷崎議員、先ほど中原議員からもご意見を頂きましたが、付託案件という内容でございますので、今後、ご留意いただくということで、教育長から少し答弁、もういいですか。

○谷崎整史議員 回答をお願いします。

○奥野 学議長 本来はそういう付託案件ということをご理解いただいた上で、今後ご注意をお願いします。

今の質問に対して答弁をお願いいたします。古橋教育長。

○古橋教育長 G I G Aスクール構想によります児童一人一台の端末の整備につきましては、今年度、この補正予算にも3分の2を計上させていただきまして、残りの部分につきましてはリースを予定しているところでございます。

その中で、家庭にW i - F i 環境のない家庭等もございますので、貸出しをする場合については、それを整備する必要がございます。

今、考えておりますのはモバイルルーター等を町のほうで用意をいたしまして、必要に応じてモバイルの貸出しを行ってW i - F i 環境を整えていただくと、こういう形で考えているところ

でございます。

○谷崎整史議員 もう1点、地域Wi-Fiについての防災とか含めた検討はされているのかという事も伺いたいと思います。

○奥野 学議長 これも先ほどの付託案件と同じ内容でございますが、答弁はもうよろしいですね。付託案件ということでご理解ください。再度の質問でございますが、同じ内容でございますのでご理解いただきたいと思います。

○谷崎整史議員 地域Wi-Fiを検討されているのか

○奥野 学議長 ですから、付託案件ですから、先ほど言われたように、委員長報告に対する質疑という内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、委員長報告は終わりました。

ただいまから、議案第43号「令和2年度岬町一般会計補正予算(第2次)について」討論を行います。討論ございませんか。

松尾議員、どちらですか。

○松尾 匡議員 反対です。

○奥野 学議長 反対討論、松尾議員どうぞ。

○松尾 匡議員 反対の立場で討論に加わらせていただきます。

おおむね、1点の議案以外は賛成という立場なのですが、1点どうしても納得ができない点があったので、その旨をお伝えして反対討論に加わらせていただきます。

それは、事業委員会で行われましたみさき公園費の追加補正予算でございます。

ここで、事業委員会の討論でも私は申し上げましたが、再度、誤解を招かないようここで新たなみさき公園の開設について否定するものでは決してなく、むしろ一刻も早く進めるべきという考えであることを先に申し上げておきます。

しかし、現在の町行政のみさき公園事業のやり方であったり進め方には不満を隠せず、納得できないため、今回の補正予算については不必要と考えて反対するものでございます。

この理由として、町長は以前から議会や住民の声を聞いて内容を決めていくと明言しているのに、今までそんな対応も見られなくて、またしても事前に議員への報告、相談なく急にアンケートを開始されました。

私は、毎回、このみさき公園問題、公園について民意を聞いてほしいと、住民の声をあずかった議会議員に報告してほしいと声をあげてきましたけれども、アンケートは民意を聞くという形であったにしても、今回も議会を軽視したもので、到底納得できるものではないものと申し上げておきます。

そして、このみさき公園事業の補正予算の資料についても、増額となるものの費目しか分からず、なぜそれが必要なのか、それが妥当なのかという、分かりやすい、理解しやすい参考資料等も一切無いため、判断する基準を見出せないし、とても大きな額なのに、口頭での説明だけで理解してもらおうとする姿勢がいかげんなものかと申し上げておきます。

こういった進め方にしっかりと議会で理解を得ようとする態度を全く感じられません。

新たなみさき公園を作っていくに当たり、町長は議会や町民と一緒に考えていきたいと言っていたのに行動が伴っていないのは残念に思います。

民間事業者導入検討業務、そして運営事業者選定支援業務については、全て丸投げの支援業務にするのではなくて、町で行えることは町で行い、専門性や業務に時間を要するものなどについてのみきちんと精査し、必要最低限の業務委託とするべきではないでしょうか。

そもそも公園事業のノウハウを一切持たない岬町が、行政だけで運営していくことは現実的に不可能なのは明らかで、検討するまでもなく民間の力が必要なのです。

この2点の業務については、トップセールスなどで汗をかき努力をし、提案型公募に事業者を集め、住民も事業者選定に参加する。そして、我々議会は持続的に運営が可能な事業者かどうかの判断を調査研究し、しっかりしていけば、この検討業務の委託については必要無いものと考えます。

そもそも経費をかけずに、全くかけずに、大切な税金を投入せずとも、次期事業者にみさき公園の管理運営と今以上の公園の発展、さらにまちの活性を担ってもらえるチャンスがあったのに、それを町行政の判断で逃しているのだから、それを教訓にし、汗をかき、できる限り事業者選定等にかかるコストを抑え、債務負担行為などを定めずに運営できるよう進めるべきです。

新たに税金を生むような目立った施策や取組がない中で、大きな道を複数作ったり、税金見込みの無い大きな事業を近年立て続けに行ってきた今の岬町の財政運営では、今後、税金は減る一方と想定される中、これ以上債務負担行為を増やすことは今まで以上に財政を圧迫し続けることになり、このような課題ばかりな予算は許されるものではありません。

前から言っているように、先に住民の声をしっかり聞く努力が必要であり、そして民意を酌んだ公園ビジョンを作った上で、それに伴ったしっかりした事業計画を作り、議会に示すものが普

通だと考えております。

そして、その計画を策定するためにも債務が発生するということであれば、この公園事業を単独で回収できるような債務返済計画も併せて作り、そして、それらを議会や住民にきっちりと示し、丁寧な説明をすることぐらいはすべきだと私は考えております。

このような行き当たりばったりで先の見えない、そして大きな血税を投資した分がいつ、どれだけ、どのように回収できるのか全く示されない不透明な進め方について賛成できるものではないことを表明して反対討論とします。

○奥野 学議長 次に賛成討論の方おられますか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 議案第43号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

賛成に至る理由というのは2点ございまして、1点目は、産業観光促進課、新たなみさき公園の件の委託料、高額ではございますけれども、高額に至る理由というのが明らかになってきました。

やはり、今まで南海電鉄がみさき公園を運営してくれていた、そこに町が今までどれだけ関わってきたのかということに関して、なかなか公園の中の収支並びに運営について町がどれだけ知る立場であったのか。

全部お任せしてやっていた中、やはり、今後は町が主体となって進めていく、そこに新たな専門のコンサルティングを招いて進めていくという気持ち。

やはり、1ランクでもいい業者に来ていただくための仕様書作りということが今回の事業委員会の審議の中で見えてまいりました。

それが1点目の理由です。

2点目は、その下の学校教育課、器具費でパソコン、タブレットを用意するといった件でございます。

自分は総務文教委員会に所属していないので話を聞いていただけではございますが、やはり町内の子どもの数というのはもう数えるほどしかない中で、一人ひとりにパソコンを用意し、また最終学年である中学校3年生、小学校6年生に優先して買っていただく。これに関して、スピード感をもって取り組んでいきたいといった旨が見えます。

また、この件に関しては自治体間の競争というのもまだまだある中、やはり、早く予算を通した上で、すぐに発注、入札と言うのですか、行っていただくようお願いしたいという要望を加えまして、賛成とさせていただきます。

○奥野 学議長 次に反対討論の方。中原議員。

○中原 晶議員 議案第43号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）について、反対の立場で討論を行います。

厚生委員会の場で申し上げましたが、厚生委員会に付託された案件については賛同させていただきました。

放課後デイについては、突然の学校一律休校が要請され、臨時休校に伴って利用者負担の増加がもたらされ、それに対する補填として予算化がなされており、適切なものと認めるところであります。

委員会でも申し上げましたが、4月以降についても、岬町としての英断が行われるように改めてこの場でも求めるものであります。

戸籍住民基本台帳費に関わっては、マイナンバーカードを医療機関の窓口で保険証代わりにも利用できるよう整備していくという予算が計上されており、それについては認め難いものと考えているものであります。

そもそもマイナンバーカードを持ち歩くことそのものに紛失等の危険があるにもかかわらず、カードの普及を進めたいという政府の意図を色濃くうかがわせるものであります。

今後、さらに個人情報の把握や利用の拡大を懸念するもので、この予算に対しては承服しかねる考えであります。

それから、みさき公園の今後の計画作りに当たっての予算について疑問が拭えないと考えるところから、賛同できないという結論に至りました。

この問題については、一つは、みさき公園が今後どのようにしていくのか。また、どのようにしようとしているのか、岬町としての考え、イメージや将来像がお話を色々お聞きしましたけれども描けなかったというところが一つの大きな賛同できない理由であります。

今回、コンサルタント事業者に業務委託をする予算が計上されて提案されておりますけれども、本来であれば岬町としての基本構想や、いわゆる基本計画と言われるようなものが、明確に私どもに示されてからコンサルタント事業者に、その具体的な中身について委託をするというのが順当な手続ではないかというように考えております。

事業費についても、委員会の中では質問もさせていただいて一定の回答は頂きましたが、比較や検討ができる資料がなく、私としては高いとも安いとも判断できないものであります。

しかしながら、理事者の立場としてPFI事業を導入するに当たって、都市公園という特殊な絵を描くわけですから、その活用についての絵を描いてもらうということになりますので、なか

なか比較検討するのが難しいというご事情についてもお察しするところであります。

岬町としては過去に緑ヶ丘町営住宅のPFI事業の導入を経験しておりますから、それを遡って過去の資料を調べてみました。

そのときは、PFIアドバイザー業務として、結果的には2,000万円弱の経費で業務委託が行われたということを改めて確認いたしました。

なおかつその時は、この議論が町営住宅については提案が始まったのが2012年度からであったと記憶しておりますが、その一番初めの予算が提案されたときにPFIの手法を用いてこの事業を進めようと考えておられるという事柄について、議会に対して事業委員会の協議会という場ではありましたが、どのようなイメージを持っておられるのかについて基本方針、これは長寿命化の計画ですけれども、基本方針という形できちんと資料をこういった形でお示しをいただいておりますので、町としてどのようなことをなさるお考えかということについては把握することができました。

しかしながら、今回のみさき公園作りについては、残念ながら、委員会でも様々お聞きさせていただきましたけれども、非常に漠然としたお答えしか頂けませんでした。

具体的なイメージ作りのために業務委託をするということなのかもしれませんが、やはり住民の声をしっかり反映しながら新しいみさき公園作りを進めていこうということであるならば、まずは岬町としてどういった公園にしたいのかということについて、明確に、それも書面等も使って、私ども議会に示していただく必要があったのではないかと考えております。

その意味で、資料も含む説明が十分とは言えないということもこの機会に指摘せざるを得ないと考えております。

委員会の中で一つお尋ねしておりました民間事業者導入検討業務委託料について、PFI法との関わりで、法的に義務が発生するのかどうかについてお尋ねしておりました。

この点については、後ほど担当者からお答えを頂き、法的な義務は必ずしもないということでありました。

けれども、この業務についても、町としては特殊な業務でありますので、ノウハウを持っていないということから、この民間事業者導入検討業務委託料の時点から委託して進めてもらうということにならざるを得ないという事情についてもお察しするところであります。

しかしながら、民間事業者導入業務委託料からさらに運営業者選定支援業務を今年度中に行い、さらに来年度中には支援業務を引き続き行わせるということで、総額、計画作りから選定、事業者の決定に至るまでということでしょうけれど、総額で2,605万2,000円という高額な

費用を支出する予定であるということになります。

このPFIの事業を進めていくには、やはり民間事業者の進出意欲があるかどうかというのが大きな決め手でありまして、万一そういった事業者が参入意欲を示されないということがあればその先に進めないということで、運営業者選定支援業務も頓挫するということだって可能性としては考えられます。

ですので、将来像について私どもがうまくイメージが沸くような説明を十分頂けていないことや、そんな時点において、これだけの高額な事業費を委託料として認めるということについては承服しかねるという立場であります。

あと、もう1点、園内業者についても、その扱いについて委員会の中でお聞きいたしました。

救済という視点から進出できる、引き続き運営できる可能性についてはゼロではないということとは確認できましたが、実際に進出できるのかどうかについては全く担保がないということについても委員会の中で確認をしたところであります。

私のイメージとしては、旧来からの園内事業者の遊具があるようなみさき公園をイメージしておりまして、そこに加えて、さらに新しい要素を加えた新たなみさき公園像というのをイメージしておりましたが、そうなるかどうか果たしてよく分からないという状況にも至りまして、やはり全体像が全く見えてこないというところにおいては、この大きな予算については認め難いという立場であります。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方。和田議員。

○和田勝弘議員 令和2年度岬町一般会計補正予算（第2次）について、賛成の立場で討論をいたします。

事業委員会の1点の討論をさせていただきます。

新たなみさき公園の経営について、住民さんからはスムーズに経営ができ存続できるように、慎重に進める必要があるという要望を聞き及んでいます。

今回の補正予算については、新たなみさき公園の管理運営事業者の公募に伴い、運営事業者を選定するための専門的知見を有する事業者への民間事業者導入検討業務と運営事業者選定支援に係る業務委託費が計上されています。

私は、都市公園としての目的を果たし、住民に負担がかからない新たなみさき公園の運営事業者を決定するに当たっては、専門的に知見を有する事業者の支援を受けることはベターな方法と思いますので、慎重に進めていただき、住民の期待に添える都市公園作りを要望いたしまして賛成討論といたします。

○奥野 学議長 続いて、反対討論の方はおられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論の方、続いておられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第44号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第46号「動産買入れ契約の締結について（バスの買入れ）について」討論を行います。

討論ございませんか。

反対の方はおられませんね。

では、賛成討論、竹原議員どうぞ。

○竹原伸晃議員 動産買入れの件、賛成の立場で討論に加わせていただきます。

この入札というのですか、経過書を見させていただいたところ、この日野の車を入れるのに、日野のディーラーと戦った中で、日野のディーラーはもうこれ以上できないとなったところ、まださらに下回った金額を入れて、そこでもまだ入札が不調になったところ、さらに下回ったところでご苦労してくれているのだなど。

その業界をよく知っているのですけれど、こんなことはまず、まあ言ったら、地元業者の儲けなんて無いのではないかと、このように感じている中、一生懸命頑張ってくれたということが手に取るように分かりますので、賛成とさせていただきます。

○奥野 学議長 反対討論ないようですので、続いて賛成討論、中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 議案第46号、動産買入れ契約の締結について（バスの買入れ）の案件について、賛同したいと思います。

委員会でも申し上げましたが、利用者からの要望を受けて、車椅子のまま利用でき、乗降もしやすい低床型のバスを導入することは、住民利用者から歓迎されるものと理解するものであります。

実際の導入は来年度からと予想されますけれども、その前に必要な情報や周知徹底など、適切な準備も併せて行われるよう求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」討論を行います。

討論ございませんか。

どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方はおられませんね。

賛成討論、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 賛成せざるを得ないという立場で討論に参加します。

議案第47号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、今回、新たに加わろうとしている四つの議会のうち、それぞれの議会の態度について委員会で質問いたしましたが、その時点では詳細は確認していないということで、明確な答弁は得られませんでした。

その後、担当者から報告がございまして、議会としては賛同の趣旨が示されたということをお聞きしたところであります。

しかしながら、四つの議会のうち、全会一致でない議会もありまして、広域化によって、水道という生活に欠かせないサービスが住民から遠ざかることに対する懸念も示されたところでありました。

その懸念は私も従前から持っておりますが、今回、新たに参入しようとお考えの四つの議会において、議会全体としての意思としては経営の統合に参入するに至ったということを確認した限りにおいては、その意思を尊重したいと考えるものでありまして、賛同せざるを得ないという立場を取らせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で、常任委員会に付託されました案件は議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労様でございました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第49号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第3次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、「議案第49号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第3次）について」ご説明いたします。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束に至っていない状況の中で、住民生活や中小事業者などに影響を及ぼしている状況を鑑み、第2弾となる町独自の支援事業を実施するため補正予算を追加提案させていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、持続化給付金など対象外事業者への支援、住民の家計と地域経済を応援するため、商品券の全住民への配布、障がい児、準要保護児童生徒、新生児などへの支援、感染防止対策事業などの必要な経費を計上するものでございます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,399万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,948万1,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、9万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては学校臨時休業期間中の給食費の取扱いに関して、要保護児童生徒については例外的に学校給食が実施されたものとみなす旨を国から通知されております。

この趣旨に沿って特別支援教育児童生徒についても同様の取扱いをするもので、給食扶助費に

充当するための補助金といたしまして支援教育就学奨励費補助金の小学校分6万円、中学校分3万7,000円をそれぞれ計上するものでございます。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に伴う必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1億7,389万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして500万円を計上いたしております。主な内容といたしましては役場庁舎及び出先機関の公共施設などにおいて、感染症予防及び防止対策を継続して取り組むために必要となる消毒液などを購入するための医薬材料費250万円を、同様に、住民活動の拠点である各地区の集会所に対しても対策を実施するための集会所感染症防止対策補助金50万円を、また、国が実施した特別定額給付金の基準日以降に生まれた第一子、第二子の子どもに対して不公平感の払拭や各家庭での感染防止対策に資するため、現在の支給額の5万円を10万円に拡充するための出産祝金事業報償費200万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては61万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害児等を扶養する家庭の経済的な負担を軽減するため、特別児童扶養手当受給者などを対象に、子ども一人につき1万円を支給するための障害児等支援事業補助金60万円を計上いたしております。

衛生費につきましては、173万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては避難所の衛生環境を保つため、マスク、消毒液、消毒除菌薬剤の備蓄を行うほか、医療従事者の感染症を予防し、住民が安心してかかりつけ医を受診できるように町内の医療機関、歯科診療所、調剤薬局に対して、マスク、消毒液などを配布するための医薬材料費164万8,000円を、保健センターで実施する事業の参加者に対して、発熱者などのスクリーニングを行うための体温計の購入に係る庁用器具費8万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費につきましては、1億6,036万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国の持続化給付金、大阪府の休業要請支援金又は休業要請外支援金の対象とならない町内の事業者で、令和2年4月または5月の売上げが対前年同月対比で1%以上50%未満の減少、かつ売上減少額が20万円以上の事業者を対象に、1事業所当たり20万円を一律支給する事業者支援金6,580万円を、感染症防止のための活動自粛に伴う家計への負担や地域経済への影響を鑑み、町民全員に町内の店舗限定で使用できる商品券として一人につき5,00

0円分を配布する暮らし応援商品券交付事業補助金8,000万円をそれぞれ計上いたしております。

消費費といたしまして433万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、災害時の避難所において避難した住民の間の距離をおき、密閉、密集、密接の「三密」を回避するためにパーティション及び簡易ベッドを整備するための経費を計上するものでございます。

教育費につきましては、193万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、学校臨時休業期間中の給食費の取扱いに関して要保護児童生徒については例外的に学校給食が実施されたものとみなす旨を国から通知されております。

この趣旨に沿って準要保護児童生徒及び特別支援教育児童生徒についても同様の取扱いを行い、3月から6月分の給食費相当額を支給するものでございます。

小学校分といたしまして準要保護児童給食扶助費87万6,000円を、支援教育児童給食扶助費14万円を、中学校分といたしまして支援教育生徒給食扶助費8万6,000円を、準要保護生徒給食扶助費83万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。松尾議員。

○松尾 匡議員 この補足説明資料ですね、一般会計補正予算（第3次）の補足説明資料の中でお聞きしたいことがあります。

まず1点目は、1ページの総務費の総務管理費、一般管理費として、事業名が公共施設等への感染症防止対策事業ですね。こちらは、各地区の集会所に対して補助金を交付するとともに、役場庁舎及び出先機関の公共施設などにおいても対策を継続していくということを書かれておりますが、例えば、集会所もそうですし、役場庁舎も理解はしております。

出先機関のところで具体的にお聞きしたいのが、例えば、町内の体育館などの運動施設であったり、あと公民館等の文化施設については、これらにも適用するのかどうかということをお聞きしたいということが1点目。

そして、2点目。3ページの暮らし応援商品券交付事業費、目5ですけれども、1回限りということで挙がっております。

こちら、いわゆる商品券ということで一人につき5,000円分を配布するということが対象

が1万6,000人となっております。

こちら、過去にも何回かあったように、商品券というのを配られたことがありましたけれども、大部分が大規模店舗にお客様が流れてしまうということになるかと思うのです。

岬町には、そうではない小規模の店舗も存在している中、そういった店舗にも流れるような何か施策といいますか工夫といいますか、そういうことは考えられないのかをお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 西総務部長。

○西総務部長 私のほうから1点目の公共施設等への感染症防止対策事業につきましてご説明をさせていただきます。

今般、感染予防対策ということで医薬材料費等250万円を計上させていただいているところでございまして、集会所につきましてはそれぞれ自治区のほうで管理いただいておりますので、我々のほうから材料品を支給するのではなく、各集会所のほうで適切な対応をいただくということで補助金の対応を考えております。

そのほかの支出等につきましては、この医薬材料費を活用いたしまして、必要な感染予防対策の資材等の購入をして配布をさせていただくという考えでございまして。

○奥野 学議長 続いて、寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

2点目の3ページのくらし応援商品券の交付事業についてですけど、まず、過去に町内の事業所を対象にプレミアム商品券の交付事業等を実施しております。

その際、商工会のご協力をいただきながら、町内の店舗を全て対象に実施したところでございます。

確かに大規模店、例えばオークワとかに流れる傾向はございますが、今回につきましても、大規模店、小規模店、両方、一応対象として実施するような方向で進めているところでございます。

○奥野 学議長 松尾議員、どうぞ。

○松尾 匡議員 まず1点目、西総務部長から町内の他の施設も対応しているかどうかということをお聞きしました。

これは、町が保有というか、管理している全施設が対象ということで間違いないかということをもう一回お聞きします。

もう1点、寺田理事から回答いただきましたが、たぶん、前回も同じような対応になっていたもので、今回も大規模店に殺到する恐れがあると私は懸念をしているわけですね。

やはり、岬町内でも小さくても頑張っていたいただいている店舗がある中で、そこはできるだけ、これは公平、公正かと言われるとなかなか難しいところではあるのですけれども、そういったところも救済できるような何か方策をぜひ考えていただきたいというのを強く思っているのです。

ですので、これは要望にとどめておきますけれども、ぜひ、そうしていただきたいなと思います。

1点だけ、西総務部長からもう一度お願いします。

○奥野 学議長 西総務部長。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

今回の医薬材料費の250万円につきましては、町が管理している施設を対象といたしまして、必要な予防対策の消耗品、それから消毒液等を配布させていただくものということでございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 委員会付託がありませんので、この場でお聞きいたします。

第1点目に、今回の第2次のコロナ禍に対しての町の独自策が提案されているわけですが、それは、要するに国からの地方創生臨時交付金の追加分が決まったことによるところと類推いたします。

その金額が幾らであったのかをまず第1点目にお尋ねいたします。

基金繰入金に記載されている1億7,399万5,000円、これが内示があった金額と受け止めていいのか。国から幾らの追加交付があったのかについてお尋ねするのが1点目であります。

それから、歳出についてお聞きしていきたいと思います。

配付いただいております補足説明資料に基づいてお聞きいたします。

1ページの1点目の公共施設等への感染症防止対策事業について、私からもお尋ねいたします。集会所については、先ほどの答弁で補助金対応という言葉がございました。ところが、各自治区に全て同じ金額を支給するというか、そういうことを意味しているのか。

補助金対応とお聞きしますと、手を挙げていただいていることなのか、その事業の実際の内容がもう少し知りたいと思いますので、説明を頂きたいと思います。

それから、同じ事業の出先機関の公共施設について、もう少しお聞きしたいと思いますが、先ほどの答弁を聞いておきますと、要するに、必要に応じて配布していくのだということだろうと受け止めました。

ということであるならば、町内のどこかの機関が、担当課が取りまとめてそれぞれの町内の出先機関全てにおいて医薬材料費等の保有状況などを確認した上で必要に応じて配布すると受け止

めていいのか。

そうであるならば、どちらの窓口が担当課ということになるのかお聞きしたいと思います。

それから、1ページの三つ目の事業なのですが、障がい児等への支援金支出事業、これについてもお尋ねしたいと思います。

特別児童扶養手当受給者に加えて、身体障害者等の手帳を所持している20歳未満の児童を含めて子ども一人につき1万円を支給すると。きめ細やかな予算だと見ておりましたけれども、支給の時期はいつ頃を計画されているのかお聞きしたいと思います。

それから、2ページの町内の医療機関等へのマスク等の配布事業についてお尋ねいたします。

医療機関、歯科診療所、調剤薬局ということで、合計19か所にマスク等を配布するというところで、必要な予算措置だと認めるのですが、これに加えて、感染症対策ということでは苦慮している、例えば介護事業の関連とか、障がい者サービスを実施しているような施設や事業所は対象に加えることはお考えにならなかったのかお尋ねします。

それから、資料の3ページの事業者支援金支援事業についてもお尋ねいたします。

前もって配付していただいておりますので、これについては今年の4月、または5月の売上が前年比で1%以上50%未満ということで、制度からこぼれ落ちてしまう事業者を何とか継続して事業が実施できるようにという思い切った施策だということで高く評価したいと思います。

内容についてお尋ねするのですが、売上減少額が20万円以上という条件も付されているわけですが、なぜ20万円以上の減少というように限定をされたのか理由をお尋ねいたします。

それから、事務費としてこの事業を行うに当たって、95万円提案をされておりますけれども、委託先ということになるのか、事務を行うのはどこになるのか。

それから、対象が329事業者とありますけれども、この329という数については、どのようにして把握されたのかお聞きしておきたいと思います。

それから、次のくらし応援商品券交付事業についてお尋ねします。

このやり方は、私は評価したいと思います。というのは、過去のプレミアム付き商品券だと、わざわざ交換に行かないといけないわけですね。

その手間といえば手間を省いて全住民に、これは自動的に一人当たり5,000円分を配布するというので、これは親切だなと見て感じておりました。

お聞きしたいのは、配布時期と利用期限、それから商品券の、一人につき5,000円分なのですが、この形状といいますか、5,000円分の券が1枚やってくるのか、1,000円の券が5枚やってくるのか、もう少し細かい単位のものが何枚かやってくるのか、その辺りをお聞き

したいと思います。

というのが、先ほど松尾議員から質問がありました。小さな、比較的小規模な店舗等で使いたい場合、恐らくお釣りのないように使ってくださいと言われるのではないかと考えているのですが、そうすると、あまり大きな単位のもものが来ますと、小規模な店舗ではより使いづらいということになりますので、具体的にどのようなものが届くのかということについてもお聞きしたいのと、それから、これまでのプレミアム付き商品券の時も問題になりましたけれども、事業者にとっては早く換金されなければいけないわけなんです。

商品券が手元にあったって、それはお金ではありませんので、事業者にとって換金の迅速化というのは大切な問題かと思いますが、そこについてはどのように計画をされているかお聞きしたいと思います。

それから、最後ですけれども、あと1個で終わります。

教育振興費について、小学校、中学校とも就学援助を利用している児童生徒、また特別支援教育の対象になっている児童生徒への給食費の支給事業ということで、これは3月から6月分までということで、非常に細やかな、これについても手立てだなと見て感じているところがあります。

就学援助について1点お尋ねしますが、今回のコロナ危機を受けて、就学援助については新たに対象になるような児童生徒が発生する可能性があります、そのことについて文部科学省から就学援助の対象については柔軟な取扱いをするようにと事務連絡がございました。

これへの対応について、何か特別なことをなさっているのかどうか、参考までにお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 相馬部長、どうぞ。

○相馬財政改革部長 私からは、一つ目の質問であります交付金についてご説明させていただきたいと思います。

この交付金は新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金といった名称でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを目的に、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できる交付金でございます。

この交付金につきましては、国におきまして第1次補正予算で1兆円、第2次補正予算2兆円、合わせて3兆円を計上しているところでございます。

地方自治体への配分につきましては、現時点では1次補正の予算のうち、一部の配分のみがなされているといった状況でございますが、現在、岬町では約9,000万円の配分が決定されて

おります。従いまして、1次補正分の残りの部分プラス2次補正分については全くまだ知らされていないといった状況でございます。

一方で、新型コロナの対応につきましてはスピード感が求められてございます。最終の配分を待っているスピード感がある対応はできないと考えまして、今回の追加議案の上程に踏み切ったものでございます。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 私からは2点目と3点目についてお答えをさせていただきます。

2点目ですが、公共施設等、集会所の補助金ということで、各自治区に同じ金額を支給するのということでございますが、今現在、町が自治区に管理をお願いしている集会所が37か所ございます。

それぞれの規模に差がございますので、若干、その規模に応じて対象額は変更させていただく予定を考えてございます。

3点目の出先機関への配布という点でございますけれども、現在も総務のほうで手指消毒用のアルコールを準備させていただきまして、現場から要請があれば、そのアルコールを配布させていただいてございますので、そういう形で総務のほうで準備したアルコールを担当現場から必要に応じて要請いただいております。

○奥野 学議長 続いて、松井部長。

○松井しあわせ創造部長 質問にお答えをさせていただきます。

補足説明資料の1ページの一番下の障がい児等への支援金支給事業につきまして支給時期はいつ頃かということでございますけれども、7月下旬までにはと考えております。

ただ、今回、振込先が把握できていない方もおられることで、8月にずれ込む可能性もあるかもしれませんが、できるだけ早い時期に振り込めるよう努力してまいりたいと思います。

続きまして、感染症予防の配布状況につきまして、介護施設等も今回考えられなかったのかということでございますけれども、確かに、介護施設等、高齢者の方については感染のリスクが高いということで、必要な部分かと思っておりますけれども、現在、国から、町を通じてマスクが届きまして、各事業所に配付させていただいたところです。

それで十分足りているかどうか施設にも確認しながら、今後どうしても必要だということであれば、また考えていきたいなと思っております。

○奥野 学議長 続いて、吉田理事。

○吉田都市整備部理事 私からは、事業者支援金のご質問についてお答えさせていただきたいと思

います。

まず、売上減少額20万円以上ということでございますけれども、議員おっしゃいますとおり、国の持続化給付金に大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金ともに売上の前年同月比50%という基準が設けられておりまして、臨時交付金を活用してその基準にあてはまらなかった事業者に対して支援をするということで町独自施策として提案させていただいているものですが、国や大阪府の基準に満たないが売上が減少している一定の中小法人、個人事業主に一律20万円を支給したいと考えているものでございます。

ただし、臨時交付金の取扱い基準では休業補償は交付金の対象外とされており、一律給付されるものについては支援金や協力金という形で支給対象とできるというふうになっておりまして、町が20万円という額を設定しておりますものですから、20万円に満たない売上減少額となる人については今回はちょっとご辛抱いただく形になっております。

続きまして、事務費の95万円につきましては、この事務につきましては岬町商工会に委託を考えているものでございます。

あと329事業者を対象数と設定している件につきましてはですが、対象者を設定するに当たって、確実な根拠資料がないところではございました。国の持続化給付金につきましても情報が岬町内でどれだけの事業者が対象になっているかという情報は国から通知されていない状況にあります。

大阪府の休業要請外支援金についても同様でございます。唯一、大阪府と共同で実施した大阪府の休業要請支援金のみが、申請者数とか対象者数が来ている状況であります。このように、私どもとしましては、数をつかむのが難しい状況でありました。そこで、確定申告をされている法人、個人のうち、所得がゼロ以下のものの件数が329事業者ということでした。

また、もう少し根拠付けをするために、参考に商工会にも要件を満たす町内事業者の見込みをお聞きしたところ、会員、会員以外も含めまして約370件程度ということでございました。

6月19日現在の休業要請支援金の数が59件ということでございまして、差引きすると311件となり、近い数字になりましたので、この件数をもって、予算要求させていただいたところでございます。

○奥野 学議長 続いて、寺田理事。

○寺田総務部理事 3ページのくらし応援商品券交付事業の概要を説明させていただきます。

まず、本日、予算が通りましたら、商品券のデザインをしないといけないという作業に入ります。

商品券の印刷業者に事前に確認したところ、約1か月程度時間が要するということがございまして、それに伴いまして、迅速にするということになります。令和2年8月1日基準日において、住民基本台帳に記載されている者を対象にしたいと考えております。それに伴い、送付期間は8月中旬ぐらいになると考えております。

利用期間につきましては9月1日から11月30日の3か月を想定しております。

それと、商品券の仕様ですが、500円券を10枚として1冊とさせていただきます。5,000円分として交付する予定としております。

議員のご質問にありましたように、500円になりまして、例えば500円より安いものを買ってもお釣りは出ないということで現在考えております。

それと、あと事業者の換金については、できるだけ早くできるように、3か月の利用があるので、最低でも月1回は換金できるような体制にしまして、なるべく提出頂いてから時間をかけずに入金したいと考えております。

○奥野 学議長 澤次長。

○澤教育次長 私からは、給食費の支援事業についてお答えさせていただきます。

先ほどのご質問ですけれども、就学援助費につきましては、4月、5月、6月分を7月末に支給する予定としております。

就学援助費につきましては、6月に住民税が決定されますので、住民税決定後に所得判定とか、判断をするものでございます。

ただ判断基準につきましては、従来の判断基準の変更はしておりません。

ただ、コロナの影響を受けている家庭もあるということですので、そちらにつきましては、個々に対応させていただきたいと思っております。

○奥野 学議長 答弁漏れございませんか。

再質問、中原議員。

○中原 晶議員 幾つかお答えを頂いて、さらにお聞きしたいことは1点でございます。

くらし応援商品券交付事業費に関わって、10万円給付の時もそうでしたが、DV被害を受けておられる方への対応についてもこの事業の中でお考えを頂いているのかどうか、お答えいただいております。

○奥野 学議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 質問にお答えいたします。

特別定額給付金と同じ取扱いを考えておりますけれども、事前に、今回、届出を出していただ

いている方については把握できておりますので、改めて、また周知のほうをさせていただきながら対応に当たっていきたいと思っております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 先ほどのやり取りの中で財源のことについて相馬部長から説明があつて、私が驚いたのは、1次の1兆円、岬町には9,000万円余りが来る予定だと。それはある程度聞いていたのですが、2次の分がまだ決まっていなくてもかかわらず、このような巨額の対策費というものを、私はずっと当初の一般質問でも言ったように、スピード感をもって対応してほしいと言ったことがかなえられたのかな。

でも、ここに至るには、やはり財政部局は無いところから出す、そこを町長は一生懸命算定してくれて、早く出せということで、今回の追加議案に出てきたのかなと、このように思っております。

できれば、町長からこの予算を組んだ思いというのを聞きしておきたいな。といいますのは、やはり、昨日の朝日新聞にも、泉州版ですけど、でかでかと載っているわけですよ。

そうしたら、岬町さんすごいなといった話がこちらに来るわけです。やっぱり、その思いというのを一回聞いておきたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

○奥野 学議長 田代町長。

○田代町長 竹原議員の質問にお答えいたします。

内容等については、先ほど各担当においてつぶさに説明をさせていただいたところなのですが、この第2波また第3波という新型コロナの感染拡大という懸念がございます。

しかし、この3か月間、不要不急の外出自粛など、住民の皆さん方に相当な辛抱をしていただいた。また事業者の方に対して大変なご辛抱をおかけしたということもあつて、何とか町で、そういう国の臨時交付金を待っていたのでは議員からも指摘がありましたけれども、なかなかそういう支援措置はできないということから、厳しい財政の状況ではありますけれども、何とか色々やりくりをして、国からの支援金があったら有り難いんですけれども、それが幾ら支援金があるのかどうかということも見通しが立っておりません。

そんな中で、とにかくスピード感をもって救済に当たっていかうということで、事業者の皆さん、また妊婦の皆さん、障がい児をお持ちのご家庭、独り親の家庭とか色々検討したのですが、まだまだつぶさなところまで、隅々まで行き渡っていないかも知れませんが、取りあえず第2弾目として、今回、このような救済支援措置を議会に上程させていただきました。

実施期間が多少遅れるかも分かりません。それと、先ほどおっしゃっていた大型店舗のみになってしまうのではないかとのご心配、こういうこともありまして、そういう議論も重ねた上で、やはり公平性を保っていくには、どこで使ってもいけるようにということで今回検討させていただきましたので、第3波が来なければいいなどは思っておりますけれども、ただ、住民の皆さんに、毎日、明けても暮れても同じような行政無線を使って皆さん方にご迷惑をおかけしましたが、おかげさまで住民の皆様がそれにしっかりと応えていただいたおかげで、未だ感染者が一人も出なかったということは本当に有り難いなど、このように思っております。

そういう意味合いも兼ねて、今回の支援措置を上程させていただきましたので、よろしく願います。

○奥野 学議長 もう、よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか。

反対の方、なしですね。

賛成討論、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第49号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第3次）について、賛同する立場で討論を行いたいと思います。

一番初めに質疑でお尋ねいたしました国からの臨時交付金の追加の金額については、まだ明らかではないという段階であるにもかかわらず思い切った予算を投入して住民生活への何らかの手立となるものを色々と工夫して考えられた予算の提案であると前向きに受け止めているところがあります。

実施の時期について、できるだけ早くということは当然、実施者である町当局もお考えのことと思いますし、そのようにしていただきたいと思いますが、皆さんも人間ですので、体を壊さない程度にということと思います。

様々見せていただいておりますと、各分野に目配りをして予算措置を考えられたなというように見えております。

なお、先ほど質疑の中で申し上げました医療機関等へのマスク配布について、これについては一定の措置が国からという格好もあるようでありましてけれども、医療機関や、また介護関連の事

業者、障がい者サービスを行っている事業者等、感染のリスクと直面しながら事業を行っているところは幾つもあるわけで、そういったところがどういった実態にあるのかについては、ぜひ積極的に町からも連絡を密にして実態を把握する努力を行っていただきたいと思います。

全体として細かいところまで心配りを感じる中身でありますし、大いに住民に歓迎されるものと理解しております。

なお、国からの追加の2兆円に当たるものですが、臨時交付金の金額については定かでないということでありました。明らかになった上でということになるでしょうが、さらに住民生活に必要な対策がある場合は、ぜひ引き続き支援を求めて賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、おられますか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 反対討論のない中、賛成討論ばかり続くのもなんですから、やはり言うておかないと駄目かなと思います。

やはり、私が求めているようにスピード感をもってコロナ対策をしてほしいといったことをすぐに各課、各部で取上げていただいたのかな。これをとても評価させていただきたいという観点から賛成とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方おられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 2時45分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年6月23日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝